

七戸町議会議員一般選挙 候補者留意事項

令和5年4月18日（火） 告示

令和5年4月23日（日） 投票

七戸町選挙管理委員会

目 次

第1	一般的な注意事項	
1	交付物品等の確認	3
2	交付物品の保管に関する注意	3
3	選挙運動用通常葉書に関する注意	3
4	選挙に関する届出等	3
第2	諸届出事項	
1	立候補届出の際、必要とする書類	4
2	その他の届出	6
第3	候補者となるためには	
1	候補者の資格	8
第4	立候補の準備	
1	立候補・選挙運動のための準備行為	9
2	投票日当日でも許される選挙運動	9
第5	選挙運動のできない人	
1	選挙運動を禁止されている公務員	10
2	公務員等の地位による選挙運動の禁止	10
3	教育者の地位による選挙運動の禁止	11
4	その他選挙運動が禁止されている人	11
第6	交付物品及び証明書類	
1	候補者に交付する物品及び証明書類の一覧表	12
2	選挙運動用自動車の表示板の使用に関する注意事項	13
3	選挙運動用拡声機の表示板の使用に関する注意事項	13
4	街頭演説用標旗の使用に関する注意事項	13
5	自動車乗車用腕章及び街頭演説用腕章の使用に関する注意事項	13
6	新聞広告掲載証明書の使用に関する注意事項	13

第7	特に注意を要する選挙運動	
1	選挙事務所	14
2	文書図画による選挙運動	15
3	選挙運動用ポスター	16
4	選挙運動用通常葉書	17
5	選挙運動用ビラの頒布に関する注意事項	18
6	新聞広告	18
7	個人演説会	19
8	街頭演説	21
9	自動車及び拡声機の使用	22
10	インターネット等を利用する選挙運動	22
11	選挙公報	24
第8	選挙運動その他の行為の制限	
1	戸別訪問の禁止	24
2	署名運動の禁止	24
3	人気投票の公表の禁止	24
4	飲食物の提供の禁止	25
5	氣勢を張る行為の禁止	25
6	連呼行為の禁止	25
7	新聞紙、雑誌の不法利用等の制限	25
8	選挙期日後の挨拶行為の制限	26
第9	選挙運動に関する収入、支出及び寄附	
1	収入、寄附及び支出の定義	27
2	出納責任者及び出納責任者の職務代行者	27
3	実費弁償・報酬の支給	30
4	選挙運動に関する支出金額の制限	33
5	選挙運動費用収支報告書の提出等	34
6	寄附の禁止	34
第10	当選人	35
第11	選挙犯罪と当選無効	36
1	主な選挙犯罪	36
2	候補者自身の違反行為による当選無効	36
3	連座制	36

は し が き

この留意事項は、七戸町議会議員一般選挙に候補者が立候補するにあたっての届出方法、七戸町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）から交付される選挙用各種物品及び証明書類の交付の手続き、その使用方法について説明するとともに、選挙運動をするにあたって候補者に特に注意していただきたい事項について公職選挙法（以下「法」という。）に基づき簡単に記述したものです。

関係する方々は、内容を十分ご理解いただき、事務手続きに漏れ等のないように配慮をお願いいたしますとともに、公正・公平な明るい選挙の実現に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

七戸町選挙管理委員会

関係機関連絡先

（選挙運動・選挙運動用車両等関係）

七戸警察署 字大沢57番地49 0176-62-3101

（選挙用通常葉書関係）

野辺地郵便局 野辺地町字野辺地28番地1 0175-64-3349

（書類審査等届出関係）

七戸町選挙管理委員会 字森ノ上131番地4 0176-68-2111

七戸町議会議員一般選挙執行日程

	日付	事務等
	4月12日(水) 4月13日(木)	立候補届出書類・ポスター規格事前審査(予約制) 午前9:00~11:00 午後1:30~4:00
	4月 日()	選挙運動用自動車設備外積載許可申請
前6日	4月17日(月)	選挙人名簿登録基準日及び登録日
前5日	4月18日(火)	告示日・立候補届出受付 七戸町役場本庁舎2階第1・2会議室 受付時間:午前8:30~午後5:00
前4日 ~ 前1日	4月19日(水) ~ 4月22日(土)	期日前投票(本庁舎・七戸庁舎) 午前8:30~午後8:00
前3日	4月20日(木)	開票(選挙)立会人届出期限(午後5:00まで) (各候補者につき1名のみ、10人を超えた場合はくじ引き)
前1日	4月22日(土)	選挙運動最終日
投開票	4月23日(日)	選挙期日 投票:午前7:00~午後8:00(18投票所) 開票:午後8:50~(中央公民館) (各候補者の開票参観人は1名までとする)
	4月24日(月)	当选告知・当选証書附与式(広報掲載用写真撮影) 七戸町役場本庁舎2階第1・2会議室(午前11:00~)
後5日	4月28日(金)	兼職・請負等をやめた旨の届出期限(午後5:00まで)
後15日	5月8日(月)	選挙運動費用収支報告書提出期限(午後5:00まで) 選挙手続、当選人決定についての異議申出提出期限

第1 一般的な注意事項

1 交付物品等の確認

立候補届出の際、物品や証明書類の交付を受けるときは「交付物品目録」と対照し、その種類と数量を必ず点検してください。不足、二重交付、不備等があったときは直ちに交付係員に申し出てください。

2 交付物品の保管に関する注意

交付物品や証明書類は、紛失しても再交付できませんので、保管や取扱いには十分注意してください。

3 選挙運動用通常葉書に関する注意

選挙運動用として交付を受けた通常葉書は、他人に譲渡してはならないし、立候補の届出が却下され、又は立候補を辞退したときは、選挙運動に使用しなかった全部又は残部を委員会に返還しなければなりません。この場合、使用済みの分については、そのことを明らかにする証明書の添付を要します。（候補者用通常葉書使用証明書）

紛失、盗難又はき損のないよう保管には十分注意してください。

4 選挙に関する届出等（法第270条）

(1) 選挙管理委員会委員長及び選挙長に対してなされるすべての届出、請求、申出、その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないことになっています。

(2) 届出先等

① 届出の場所

七戸町選挙管理委員会（七戸町役場本庁舎 総務課内）

七戸町字森ノ上131番地4（電話 68-2111）

② 委員会委員長及び選挙長氏名

七戸町選挙管理委員会 委員長 新 舘 文 夫

七戸町議会議員一般選挙 選挙長 新 舘 文 夫

第2 諸届出事項

1 立候補届出の際、必要とする書類

(1) 本人届出の場合

- ① 七戸町議会議員一般選挙候補者届出書
- ② 添付書類
 - ア 供託証明書
 - イ 宣誓書
 - ウ 所属党派（政治団体）証明書（無所属の方は必要ありません。）
 - エ 戸籍の謄本又は抄本（3か月以内のもの）
 - オ 通称認定申請書及び通称の説明資料（通称名を使用しない方は必要ありません）

(2) 推薦届出の場合

- ① 七戸町議会議員選挙候補者届出書（推薦届出書）
- ② 添付書類
 - ア 候補者推薦届出承諾書（候補者の承諾書）
 - イ 選挙人名簿登録証明書（推薦届出人のもの）
 - ウ 供託証明書
 - エ 宣誓書
 - オ 所属党派（政治団体）証明書（無所属の方は必要ありません。）
 - カ 戸籍の謄本又は抄本（3か月以内のものもの）
 - キ 通称認定申請書及び通称の説明資料（通称名を使用しない方は必要ありません）

(3) 立候補届出書の記載方法

- ① 「氏名」欄は、戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）でなければなりません。しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名漢字別表に掲げる字体を使用して届け出るとは差し支えありません。（※例 濱→浜、澤→沢）
- ② 「本籍、住所及び生年月日」欄は、被選挙権の有無の判定に直接かわるものですから、正確に記入してください。本籍、生年月日は戸籍の謄(抄)本の記載と、住所は供託証明書の住所(住民基本台帳に記載されている住所)の記載と一致することを確認してください。
なお、『同上』、『//』等と記入しないでください
生年月日欄のカッコ内には、選挙期日（4月23日）現在の満年齢を記入してください。
- ③ 「党派名」欄は、正確に記入してください。党派名とは、候補者届出書に添付する所属党派（政治団体）証明書の政党その他の政治団体の名称です。
従って、政党その他の政治団体に所属しない候補者として立候補するとき、又は所属党派（政治団体）証明書を添付できないときは、党派欄に「無所属」と記載してください。
- ④ 「職業」欄は、できる限り詳細に記載してください。又兼職を禁止されている職にあるものについてはその職名を、七戸町と請負関係にある者についてはその旨を必ず記載してく

ださい。

「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完了することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約す契約をいうものとされ、当選人で七戸町と請負関係を有する者は、当選の告知を受けた日から5日以内に、この関係を有しなくなった旨の届出をしないと、その当選を失うこととなります。（地方自治法92条の2 法第104条）

※第210回臨時国会にて、令和4年12月10日に地方自治法が一部改正され、七戸町と取引がある個人事業主も七戸町との年間年間の取引額が300万円以下なら、七戸町議会議員選挙との兼職が可能となりました。

(4) 添付書類

① 供託証明書（法第92条）

「供託証明書」の用紙は、供託を取り扱う青森地方法務局十和田支局等にあります。[供託金額は150,000円](#)です。

供託をすべき者は、本人届出の場合は候補者本人であり、推薦届出の場合は推薦届出人となります。従って、本人が自分で立候補の届出をする場合に第三者が供託をするなど、推薦届出の場合に候補者が供託しても立候補の届出の際に届出は受理されません。

なお、供託書には、立候補者の本名（戸籍名）を記載し、住所は住民基本台帳に記載されている住所を記入すること。（通称名での供託は立候補の届出書は受理されません。）

また、推薦届出の場合でも、供託書の「供託の原因たる事実」欄に、候補者の本名を記載しなければならぬので十分注意してください。

供託は、選挙期日の告示日前でも行うことができますので、早めに行っておいてください。

※【供託物の返還】（法施行令第93条）

ア 当選した場合及び落選しても一定の得票数を得た場合は、供託物の返還を請求することができます。

イ 一定の得票数に達しない場合、候補者たることを辞退した場合又は立候補届出が却下された場合は没収されます。（法第93条）

ウ 一定の得票数（供託の没収点）は、有効投票総数の10分の1を定数で除した数です。

② 宣誓書

候補者となろうとする者が被選挙権を有しない者でないこと及び重複立候補者でないことを誓う旨の添付書類です。虚偽の宣誓をすると、立候補の届出が却下され、その上、処罰されることがあります。

③ 所属党派（政治団体）証明書

候補者届出書に記載されている政党名及び政治団体名が真実であることを証明するため政党又は政治団体が発行する証明書で、二つ以上の政党その他の政治団体に所属しているときは、そのいずれか一つでなければなりません。

なお、無所属の候補者については、所属党派（政治団体）証明書を添付する必要はありません。

④ 戸籍謄本又は抄本

最近のもの（3ヶ月以内のもの）を添付してください。

⑤ 通称認定申請書

この申請書は、本名に代えて一般に通用（使用）している通称を使用するという申請書で、候補者届に添付しなければなりません。使用する際は、その通称が本名（戸籍名）に代えて広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料（名刺、はがき、出版物等）を提示しなければなりません。立候補の届出後に、通称認定の申請を行っても受理されないので、注意すること。

氏名を漢字に代えてひらがな又はカタカナ書とする場合においても提出を必要としますが、この場合は、特に資料を提示する必要はありません。

通称が認定された場合は、①立候補届出等の告示、②新聞広告、③投票所の氏名等掲示について氏名を記載すべき箇所に通称が使用されることとなり、戸籍簿に記載された氏名の文字は使用されなくなります。

⑥ 候補者の承諾書・選挙人名簿登録証明書

推薦届出をする場合は、候補者本人の承諾書及び推薦届出人の選挙人名簿登録証明書を添付してください。選挙人名簿登録証明書は委員会で発行します。

(5) その他

① 立候補の届出の際に必要な書類の事前審査

立候補届出の際に必要な書類等について、**事前審査を4月12日(水)と4月13日(木)に行います**ので、**事前電話等で予約の上**、所要の事項を全部、正確に記載して委員会事務局（総務課内）に持参してください。

また、選挙運動用ポスター（1枚）及び2種類以内の選挙運動用ビラ（各1枚）も規格確認のため持参してください。戸籍謄本又は抄本も氏名等確認のため事前審査の時に持参ください。

② 立候補届出は4月18日（火）の1日限りで、届出の時間は、午前8時30分から午後5時までです。届出書類が不備な場合は、選挙長が届出を却下する場合がありますので、届出にあたっては特にご注意ください。当日の受付方法は、午前8時30分までに到着した方が2人以上の場合は、くじにより届出順を決定し、午前8時30分以降に到着した方については、その到着順によって届出を行うこととなります。

③ 立候補届出の際は、候補者届に押印した印鑑（推薦届出の場合は、推薦届に押印した印鑑）を忘れずに持参してください。

2 その他の届出

(1) 立候補の辞退

立候補の辞退届は、立候補の届出の日、4月18日（火）の午前8時30分から午後5時までの間に、候補者本人が選挙長に文書で届出をしなければなりません。

(2) 立候補届出事項の異動

立候補の届出に異動が生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届け出てください。

(3) 出納責任者、選挙事務所の設置、選挙運動のために使用する者の届出

① **出納責任者の選任届**（27頁を参照してください。）

② **選挙事務所の設置届**（14頁を参照してください。）

③ **報酬を支給する者の届出**（30頁を参照してください。）

（選挙運動事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者の報酬の支払に事前に提出）

(4) 選挙用自動車及び拡声器表示板交付申請書の届出（七戸町公職選挙法執行規程第8条）

選挙運動用自動車や拡声器を使用するには、表示板を取り付けなければならないので、必要な方には、**選挙用自動車及び拡声器表示板交付申請書**（様式第4号）を提出してもらいます。

(5) 選挙（開票）立会人の届出

選挙（開票）立会人なるべき者の届出書を令和5年4月20日（木）の17時までに、選挙管理委員会まで提出してください。

① 選挙（開票）立会人は、有権者に代わって開票事務が公正に行われるよう立ち会う、いわば公益代表としての役割と、各候補者の利益代表的役割をあわせもつものです。

② 選挙（開票）立会人となるべき者は、七戸町の選挙人名簿に登録されてある者で、告示日の日から選挙期日前3日（4月20日）の午後5時までに届出をしてください。

③ 届出の際には、**選挙立会人となるべき者（本人）が承諾書に必ず自署して提出**してください。

第3 候補者となるためには

1 候補者の資格

(1) 被選挙権を有する者（法第10条、11条）

日本国籍を有し、年齢満25年（選挙期日より算定）以上の者で、七戸町の区域内に引き続き3ヶ月以上住所を有し、次の欠格事項に該当しない者であること。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（一般犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。）
- ③ 公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得罪により刑に処せられ、その実刑期間とその後10年間を経過しない者、又は刑の執行猶予中の者
- ④ 選挙犯罪によって禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- ⑤ 選挙犯罪（政治資金規正法違反を含む）によって、被選挙権を停止されている者

(2) 立候補することができない者

① 被選挙権のない者（法第86条の8）

被選挙権のない者、選挙又は政治資金に係る犯罪により被選挙権を停止又は立候補を禁止されている者は立候補することができません。なお、候補者となってからでも被選挙権を失うと候補者であることはできません。

② 重複立候補（法第87条）

一つの選挙に立候補している者は、同時に他の選挙に立候補することができません。

③ 選挙事務関係者（法第88条）

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で立候補することができません。

④ 公務員の立候補の制限（法第89条）

国又は地方公共団体の公務員は、一部の例外を除き現職のまま立候補することができません。現職のまま立候補すると、公務員を辞したものとみなされます。

なお、公務員の範囲は広く、公職についておられる方は立候補前にご確認ください。

第4 立候補の準備

1 立候補・選挙運動のための準備行為

選挙運動は、立候補届出後でなければすることができません。

立候補届出前のいっさいの選挙運動はすべて事前運動として禁止されています。しかし、選挙運動と区別される立候補届出前におおむね次のような準備行為は、これを行うことができます。

- (1) 立候補届出書類等の各種届出書の作成及び供託
- (2) 後援会（後援団体）の結成
- (3) 政党の公認を求める行為
- (4) 選挙運動資金の調達
- (5) 選挙運動の方法の協議
- (6) 選挙事務所の借り入れの内交渉
- (7) 出納責任者、選挙運動員就任の内交渉
- (8) 事務員、車上運動員や労務者雇用の内交渉
- (9) 有権者名簿の作成
- (10) 演説会での演説依頼の内交渉
- (11) 演説会場の借り入れの内交渉
- (12) 選挙運動用葉書の推薦文の文案依頼
- (13) ポスター、ビラ、選挙運動用葉書などの原稿作成、印刷、あて名書き等
- (14) 選挙運動用立札、看板、ちょうちんなどの作製
- (15) 自動車、拡声機などの借入れの内交渉

これらの行為は、あくまでも純粋な準備行為であって、なんら一般選挙人に働きかけるものではなく、選挙運動とはいえません。ただ、これらの行為が併せて投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動となるので注意を要します。従って、立候補の準備の名をかりて投票を得る目的とした行為等は、事前運動として禁止されます。

2 投票日当日でも許される選挙運動

- (1) 投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域にすでにもうけられていた選挙事務所をそのまま設置しておくこと。（法132条）
- (2) 当該選挙事務所を表示するために、当該場所で、ポスター、立札、看板の類を通じて3以内及びちょうちん1個を掲示しておくこと。（法143条）
- (3) 選挙運動の期間中適法に掲示された選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。（法143条）

第5 選挙運動のできない人

1 選挙運動を禁止されている公務員

(1) 選挙事務関係者（法135）

- ① 投票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域において選挙運動をすることができません。
- ② 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(2) 特定公務員（法136）

次に掲げる者は、在職期間中選挙運動を行うことができません。

- ① 中央選挙管理委員会の委員及び職員
- ② 裁判官
- ③ 検察官
- ④ 会計検査官
- ⑤ 公安委員会の委員
- ⑥ 警察官
- ⑦ 収税官吏及び徴税の吏員（職員）

(3) 一般職の公務員（国公法102、地公法36）

一般職の国家公務員は在職中区域を問わず、一般職の地方公務員は関係区域内で政治的行為（選挙運動を含む。）をすることができません。

2 公務員等の地位による選挙運動の禁止（法136の2①）

- (1) 国、地方公共団体の公務員は、常勤、非常勤、一般職、特別職を問わず、すべてここにいう公務員に該当するので選挙運動をすることはできません。また、公団、公庫等の役員若しくは職員についても一切その地位を利用して選挙運動をすることができません。

※ 「地位を利用して」とは、公務員等がその地位にあるがために特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力及び便益を利用されることとされており、職務上の地位と選挙運動等の行為が結びついている場合をいいますが、単に推薦状等に公的地位の名称を使用することがあっても、直ちに地位利用による選挙運動になるとはいえません。

(2) 公務員等の地位による選挙運動の類似行為の禁止（法136の2②）

公務員等である者は、その地位を利用して候補者や候補者になろうとする者を推薦したり、支持したり、反対したりする目的で選挙運動に類似した行為をすることは禁じられています。

従って、公務員等がその地位を利用して関係団体に対し、特定候補者の推薦決議をするよう干渉したり、後援団体に参加するよう要請したり、投票の割り当てやポスター貼りを支持したりする等の行為はすべてできないこととなります。

3 教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法137）

学校教育法に規定する学校（小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）の長及び教員は、その地位に伴って有する児童、生徒、学生及び園児に対する影響力を利用して選挙運動を行うことはできません。

※ ここにいう「学校」とは、公立、私立を問いませんが、料理学校等の専修学校、各種学校の教員等は教育者に含まないので選挙運動はできることになります。

4 その他選挙運動が禁止される人

（1）満18歳未満の者（法137の2）

満18歳未満の者は、選挙運動をすることができず、また、満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることも禁止されています。但し、選挙運動の労務に使用することは差し支えありません。選挙運動のための労務とは、例えば選挙事務所における湯茶の接待、葉書の宛名書き等をいいます。

（2）選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法137の3）

選挙犯罪により公民権（選挙権及び被選挙権）を停止された者は選挙運動ができません。

第6 交付物品及び証明書類

1 候補者に交付する物品及び証明書類の一覧表（告示日、立候補届出後交付するもの）

交付物品 証明書の種類	数量	交付者	使用の方法	備考
選挙運動用 自動車表示板	1	委員会	自動車の前面に常時掲示	
選挙運動用 拡声機表示板	1	委員会	拡声機送話口の下部に常時掲示	
街頭演説用標旗	1	委員会	街頭演説をする際に掲示	
自動車乗車用 腕章	4	委員会	候補者及び運転手1名以外の者が乗車中着用	街頭演説にも使用できません
街頭演説用腕章	11	委員会	街頭演説に従事する者が着用	自動車乗車用腕章と合わせて15となります
候補者用通常 葉書使用証明書	1	選挙長	選挙運動用葉書の無償交付又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受けるときに郵便局に提出	無償交付葉書 800枚
選挙運動用通常 葉書差出票	8	選挙長	選挙運動用通常葉書を郵便局の窓口に差し出す際に提出	1枚につき100通まで使用し、100枚を超えるごとに別様を使用
選挙運動用 ビラ証紙	1,600	委員会	選挙運動用ビラに貼付 ※ビラは事前に届出	ビラ1枚につき、証紙1枚を貼付
新聞広告掲載 証明書	2	選挙長	希望する新聞社に提出し有料で広告を掲載（広告回数2回まで）	広告スペースは、記事下の横9.6cm、縦2段組以内で、記事の下段に限る 色刷りは認められない

2 選挙運動用自動車の表示板の使用に関する注意事項

- (1) この表示板は、選挙運動用自動車の前面に使用中常時掲示しておかなければなりません。
- (2) 万一、表示板が盗難、紛失又はき損し、再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて文書で委員会へ申請の手続きをしてください。
なお、盗難又は紛失による場合は、再交付宣誓書に盗難又は紛失届出をした警察署名及び警察署に届け出た年月日を記載し、き損による場合は、その表示板を添えて申請してください。
- (3) 自動車を選挙運動に使用する場合は、この表示板を掲示するほか、道交法等関係法令の規制を受けることになります。

3 選挙運動用拡声機の表示板の使用に関する注意事項

- (1) この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口の下部に使用中常時掲示しておかなければなりません。
- (2) 再交付の手続きは、2の(2)を参照してください。

4 街頭演説用標旗の使用に関する注意事項

- (1) 街頭演説を行うときは、必ずこの標旗をその演説中掲げておかなければなりません。
なお、街頭演説の回数には制限はありません。
- (2) 再交付の手続きは、2の(2)を参照して下さい。

5 自動車乗車用腕章及び街頭演説用腕章の使用に関する注意事項

- (1) 街頭演説を行うときは、街頭演説用腕章(11枚)を着用していなければなりません。自動車乗車用腕章(4枚)も街頭演説用腕章として使用(合計15枚)することができます。
- (2) 再交付の手続きは、2の(2)を参照して下さい。

6 新聞広告掲載証明書の使用に関する注意事項

この証明書は、新聞広告を掲載する場合に使用するもので、選挙運動期間中2回に限り、掲載を希望する新聞社に広告原稿を添えて提出すれば有料で新聞広告を掲載することができます。

第7 特に注意を要する選挙運動

1 選挙事務所（法第130条）

(1) 選挙事務所の設置

選挙事務所とは、選挙運動に関する一切の事務を取り扱う場所的設備をいいます。よって、選挙対策本部、連絡事務所等の名称を用いても、その実態が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているような場合には、選挙事務所と認められます。

なお、選挙事務所を設置できる者は、候補者又はその承諾を得た推薦届者に限られます。

① 設置できる選挙事務所の数（法第131条第1項第5号）

候補者1人につき1箇所

② 選挙事務所を設置した時の手続き（法第130条第2項、法施行令第108条）

選挙事務所を設置したときは、直ちに文書で委員会に届出しなければなりません。

届出の内容は、選挙事務所の所在地・電話番号、選挙事務所の設置年月日、候補者の氏名、設置者の氏名、ただし設置者が推薦届出者の場合であるときは、さらに次の文書を添付しなければならないことに注意してください。

ア 選挙事務所を設置することを候補者が承諾した旨の文書

イ 推薦届出人が数人いるときは、その代表者であることを証明する文書

(2) 選挙事務所の異動（法第130条第2項、法施行令第108条）

選挙事務所を異動（移転）し、又は廃止することは一日につき1回限り行うことができます。

この場合でも、**文書で委員会に届出しなければなりません。**

ただし、委員会から閉鎖を命ぜられるなど、立候補を辞退した場合のように必然的に選挙事務所が廃止されるようなときは、この届出を必要としません。

なお、異動（移転）をすることができる者並びに届出書の記載事項及び添付書類は、設置の場合と同じです。

(3) 選挙事務所を表示する方法（法第143条第1、5、7、9、10項）

選挙事務所には、その表示のために次のものを掲示することができます。

① 種類 ポスター、立札、看板の類及びちょうちん

② 規格 ポスター、立札及び看板の類は、縦350cm、横100cmを超えないこと。

（縦を横にすることは自由です。）

ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cmを超えないこと。

③ 数量 ポスター、立札、及び看板の類は通じて**3（合計3）以内**、別にちょうちんの類は**1個**に限られています。両面使用した場合は2枚と数えられる。

立体的なものは不可。

④ 記載の内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。よって、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できませんが、付随的に政見を記載するな

ど候補者の写真や画像を貼り付けることは差し支えありません。

⑤ 掲示の場所

選挙事務所の所在場所に限られ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(4) 選挙当日の選挙事務所の制限（法第132条）

選挙事務所の設置場所は特段の制限がなく、投票当日でも設置しておくことが認められます。ただし、投票当日には投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、または300m以外の区域に異動（移転）させなければなりません。この場合は、異動（または廃止）届が必要です。

(5) 選挙事務所の閉鎖命令（法134条）

次の場合には、選挙管理委員会から選挙事務所を閉鎖するよう命じられます。

- ① 候補者又は推薦届出者以外の者が選挙事務所を設置したとき。
- ② 投票日当日、投票所を設けた場所の入り口から300m以内の区域に選挙事務所が設置されているとき。
- ③ 2箇所以上の選挙事務所が設置されているとき。

(6) 休憩所等の禁止（法133条）

休憩所その他これに類似する設備（連絡所、湯呑所等）は、選挙運動のため設けることはできません。例えば、投票日当日、有権者や選挙運動員等を休憩させる場所、その他連絡所を設けることなどのことは、いっさい禁止されています。

2 文書図画による選挙運動

(1) 頒布できるもの（法142、177）

頒布できる文書図画は、「選挙運動用通常葉書(800枚)」と「選挙運動用ビラ(2種類以内かつ1,600枚)」に限られ、それ以外は頒布することはできません。

(2) 掲示できるもの（法143）

掲示できるのは、以下に限られそのほかはいっさい掲示できません。

- ① 選挙事務所を表示するため、その場所で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類 → 詳細は13頁 1(3)「選挙事務所を表示する方法」を参照して下さい
- ② 選挙運動のために使用する自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
 - ア 種類 ポスター（選挙運動用ポスターを除く。）、立札、看板の類およびちょうちん
 - イ 規格 ポスター、立札及び看板の類は、縦273cm、横73cmを超えることができません。ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cmを超えることができません。
 - ウ 数量 ポスター、立札及び看板の類は、数の制限はありません。ちょうちんの類は、1個に限られます。
- ③ 候補者が使用する腕章及びたすきの類
候補者が着用している限り、数、記載内容及び規格についての制限はありません。

④ 個人演説会場において、その演説の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 種類 ポスター、立札、看板の類

イ 規格 ポスター、立札及び看板の類は、縦273cm、横73cmを超えることができません。ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45センチを超えることはできません。

ウ 掲示場所と数量

演説会場内に掲示する数は制限がありませんが、演説会場外では会場ごとに通じて2を超えて掲示することができません。ちょうちんは演説会会場ごとに1個に限られ、演説会場の内外を問いません。

エ 演説会の開催中使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類を掲示する者は、その表面にその者の氏名及び住所を記載しなければなりません。（令110）

オ 選挙運動用ポスター

選挙の当日においても掲示しておくことができます。（法143⑥）

(3) アドバルーン等の掲示禁止

選挙運動のためにアドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は禁止されています。（法143②）

(4) 禁止を免れる行為及び禁止を免れる行為とみなされるもの（法146）

① 何人も選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするのを問わず、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として候補者の氏名もしくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し、もしくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布または掲示することができません。

② 選挙運動期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、またはその候補者の推薦届出者、その他の選挙運動に従事する者、若しくは候補者と同一の戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、書中見舞状、その他これらに類似する挨拶状を候補者の選挙区内に頒布しまたは掲示することはできません。

(5) 文書図書の撤去義務（法143の2）

選挙事務所を表示するために使用したもの、選挙運動のために使用される自動車に取り付けて使用したもの及び演説会場においてその演説の開催中使用したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動のために使用した自動車を選挙運動のために使用することをやめたとき又は演説会が終了したときは、それぞれを掲示した者は、直ちにこれらを撤去しなければなりません。

3 選挙運動用ポスター（法144の2）

(1) 掲示する方法

候補者が使用する選挙運動用ポスターは、委員会が設置したポスター掲示場（138箇所）の指定された区画（指定区画番号は、立候補届出の受付順と同番号になります）に、立候補の

届出をした後に候補者1人につきそれぞれ1枚掲示することができます。

なお、委員会が設置したポスター掲示場以外には掲示できません。(法143④)

(2) 規格等(法144④⑤)

ポスターの大きさは、タブロイド型(長さ42cm、幅30cm)を超えることができません。

ポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(印刷社が法人にあつては名称)及び住所を記載しなければなりません。また、紙質、色彩、記載内容については特に制限はありませんが、その記載内容が虚偽事項等犯罪を構成するような場合には、それぞれ法律の処罰の対象となります。

なお、委員会に4月12日(水)もしくは4月13日(木)までにポスターを1枚持参し、規格の確認を受けてください。

4 選挙運動用通常葉書(法142)

(1) 通常葉書の枚数、入手方法及び送付方法

この通常葉書は、立候補届出の際、選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用証明書」を野辺地郵便局に提示することにより、候補者1人につき800枚の「選挙用」と表示してある葉書を無償で交付を受けることができます。また、手持ちの私製葉書又は官製葉書を用いる場合も「選挙用」の表示を受けるために、この証明書を提出しなければなりません。通常葉書及び郵送料は選挙管理委員会の負担となりますので、選挙運動費用に加算しないでください。葉書の発送は、必ず差出票を添えて野辺地郵便局の窓口に出してください。葉書を郵送によらず通行人に手渡すことや、集配させる等による方法は違反となります。

(2) 私製葉書などの使用

通常葉書にかえて私製の葉書を使用したい場合は、野辺地郵便局に「選挙用通常葉書使用証明書」を提示し、手持ちの葉書に「選挙用」の表示を受けなければ使用することはできません。この場合、私製葉書の費用、その印刷費、筆耕料などは選挙運動用に加算することになります。

(3) 内容と使い方

記載内容は特に制限はありませんが、その内容が犯罪(名誉き損、利害誘導、選挙の自由妨害、選挙犯罪の扇動、虚偽事項等)を構成する場合には、それぞれの法律の処罰対象となります。

この証明書の交付欄は数欄に分けてありますので、葉書の交付枚数は数回に分けて受けることができます。

選挙運動用葉書の頒布は、選挙運動は投票日の前日までと制限されていますので、投票日の前日(4月22日)までにあて先に到着するようにしなければなりません。

十分な余裕期間をもって差し出してください。

通常葉書で印刷誤りや、書き損じ又はき損したものについては、その枚数に限り手持ちの葉書を使用することができます。この場合にも、野辺地郵便局にその葉書を提出し、「選挙用」

である旨の表示を受けなければなりません。

なお、書き損じの葉書は、郵便局において選挙運動用の期間中保管することになります。

5 選挙運動用ビラの頒布に関する注意事項

- (1) 候補者1人について、委員会に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラ1,600枚を頒布することができます。届出がないものは頒布できません。
- (2) 選挙運動用ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm(A4版)を超えてはなりません。
また、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所が記載されていないとできません。
- (3) 選挙運動用ビラの記載内容は特に制限はなく、両面印刷や色刷りなども可能ですが、その内容が犯罪(名誉き損、利害誘導、選挙の自由妨害、選挙犯罪の煽動、虚偽事項等)を構成する場合には、それぞれの法律の処罰対象となります。
- (4) 選挙運動用ビラを頒布する際は、委員会が交付するビラ証紙を必ず貼付してください。
頒布の方法は、
 - ①新聞折り込みによる頒布
 - ②選挙事務所内における頒布
 - ③個人演説会の会場内における頒布
 - ④街頭演説の場所における頒布に限られます。また散布は禁止です。
- (5) 証紙の交付を受けた者は、その証紙を他人に譲渡することはできません。

6 新聞広告(法149)

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中(立候補の届出をしたときから選挙の期日前日までの間)2回に限り、一定の寸法(横9.6cm、縦2段組以内であって、掲載場所は、記事下に限るものとし、色刷りは認められない)で選挙運動のための新聞広告をすることができます。広告は、同じ新聞に2回掲載することも別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。その選択は、候補者の決定によります。
- (2) 掲載の手続
候補者は、新聞広告をしようとするときは「新聞広告掲載証明書」を、新聞広告を掲載しようとする新聞社へ広告原稿と一緒に提出してください。広告の費用は候補者の負担であり、選挙運動費用に加算しなければなりません。
- (3) 広告を掲載した新聞の頒布方法
広告を掲載した新聞は、新聞紙の販売を業とする者が通常の方法で頒布し、又は青森県選挙管理委員会が指定する場所に掲示する以外は頒布又は掲示することができません。

※ 青森県選挙管理委員会が指定する場所

- ① 一般商業新聞については、当該新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所その他の事務所）及び販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例としている場所。
- ② 政党その他の政治団体、労働組合、文化的目的で結成された諸団体等の発行する機関紙については、その本部及びその他の事務所で当該新聞を掲示することを常例としている場所。

7 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見の発表、選挙人に対する投票依頼等選挙運動のために通常候補者自身が開催する演説会をいいます。候補者以外の者が個人演説会を開催することはできません。個人演説会の開催者は候補者ですが、演説をする者には制限がありません。候補者以外の者が演説をする場合、その場所に候補者がいなくても、候補者が演説会に出席しなくても差し支えありません。また、候補者の演説を吹き込んだ録音盤を使用することも許されています。

(1) 使用できる施設等

- ① 個人演説会は、「公営施設使用の個人演説会」と「公営施設以外の施設使用の個人演説会」とに区分されます。

ア 公営施設使用の個人演説会（法161①）

使用できる施設は、学校、公民館及び地方公共団体の管理する公会堂及び委員会が指定する施設です。この施設の使用については、同一施設ごとに1回に限り無料です。2回目からは、その施設についてあらかじめ使用料を納付しなければ使用することができません。

※ 学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大学等をいい国立、公立私立の別を問いません。

※ 公民館とは、社会教育法21条に規定する公民館をいいます。（分館を含みます。）

※ 選挙管理委員会が指定する施設

屋内スポーツセンター、倉岡生活改善センター、文化交流センター、野々上福祉交流センター、作田川目生活改善センター、農村環境改善センター「柏葉館」

イ 公営施設以外の施設使用の個人演説会

使用できる施設は、前記アに掲げる以外のもので、個人の住宅、神社、寺院、劇場等です。但し、次の②のウに述べるとおり特定の建物は前記アの場合以外には使用できません。

② 開催についての制限

ア 開催上の注意

公営施設以外の施設の中には「建物その他の施設の構内を含む」とされているので、工場の空き地、ビルの中庭等を使用する場合も個人演説会となります。

また何らかの施設のない所、例えば、路地等では個人演説会は開催できず、開催するとすれば街頭演説となり、法164条の5（街頭演説）の規定に従わなければなりません。

イ 他の演説会の禁止（法164の3）

選挙運動のためにする演説会は、法の規定によって行う個人演説会を除くほかは、いかなる名義をもってするのを問わず開催することができません。

また、候補者以外の者が2人以上の候補者の合同演説会を開催することは、前記の禁止行為に該当するものとみなされます。

ウ 特定の建物及び施設における演説等の禁止（法166）

何人も次に掲げる建物及び施設については、いかなる名義をもってするのを問わず、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことはできません。但し、公営施設使用の個人演説会を開催する場合にはこの制限はありません。

I 国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）

II 汽車、電車、乗合自動車及び停車場その他の鉄道敷地内

III 病院、診療所その他の療養施設

（注）その他の療養施設とは、病院、診療所以外の療養施設です。

例えば、あんま、はり、灸等の施設は含まれませんが、助産所等の施設は含まれます。

（2）個人演説会の開催手続（法162、163、164の4、令112）

① 申し出手続

ア 公営施設使用の場合

候補者は、個人演説会を開催しようとするときは、開催する日の2日前までに使用しようとする施設、開催予定日時及び候補者の氏名を記載した「個人演説会開催申出書」により委員会に申し出なければなりません。

この場合、同一施設にいて同時に二回以上の開催の申出をし、又はすでに申出た使用の日を経過しない間に新規の申し出をすることはできません。

使用時間は、公営施設を使用する場合は、無料、有料の別を問わず1回について5時間を越えることができません。

イ 公営施設以外の使用施設の場合

公営施設の場合と違い、選挙管理委員会に申出をする必要はありません。また、1回当たりの使用時間の制限もなく、同一の施設について同時に2回以上使用するよう申し込むことも差し支えありません。

② 個人演説会における連呼

連呼が認められるのは、演説会の直前、直後及び開催時間中に限られます。この場合でも、個人演説会場内の聴衆に向かって会場内で行うことが要件となっており、窓や入口(出口)

から外に向かって連呼することはできません。

(3) 公営施設の損害賠償（令122）

候補者又は選挙運動員が個人演説会の施設又は設備を損傷したときは、候補者がその損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に回復しなければなりません。

8 街頭演説（法164）

街頭演説とは、建物や施設を使わないで、街頭やこれに類似する場所（例えば、公園、空き地等）で、不特定多数の人に対して行う演説であり、屋内から街頭に向かって行う演説（例えば選挙事務所から道路を通る人々に対して行う演説など）も、これに含まれます。

(1) 街頭演説は、立候補届出の際に委員会が交付する標旗を掲げて、演説者がその場所にとどまって又は停止している選挙運動用自動車の車上でのみ行うことができます。移動しながらの演説及び走行中の自動車上からの演説はできません。（法164の6）

(2) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間でなければ行うことができません。また、静穏の保持及び長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。（法164の6）

(3) 街頭演説の選挙運動員等の制限

① 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人につき15人以内（候補者及び運転手を除く。）で、委員会で交付した腕章を（街頭演説用腕章11枚、自動車乗車用腕章4枚）着用していなければなりません。（法164の7①、②）

② 街頭演説の場所では、ポスター、立札、看板の類は一切使用することができませんが、その場所で停止している選挙運動用自動車に取り付けられているポスター、立札、看板の類については差し支えありません。

③ 街頭演説の場所においては、演説直前、直後又はその開催中において連呼行為をすることができることになっていますが、連呼が主体である場合は認められません。

④ 街頭演説においては、録音盤を使用して演説をすることができます。（法164の4）

⑤ 学校、病院及び診療所等の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。（法140の2②、164の6）

⑥ 特定の建物及び施設における演説、連呼の制限（法166）

何人も次に掲げる建物及び施設については、いかなる名義をもってするのを問わず、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことはできません。但し、公営施設使用の個人演説会を開催する場合にはこの制限はありません。

I 国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）

II 汽車、電車、乗合自動車及び停車場その他の鉄道敷地内

III 病院、診療所その他の療養施設

（注）その他の療養施設とは、病院、診療所以外の療養施設です。

例えば、あんま、はり、灸等の施設は含まれませんが、助産所等の施設は含まれます。

9 自動車及び拡声機の使用

(1) 自動車（その構造上、宣伝を主たる目的のものを除く。）1台（委員会が交付した選挙運動用自動車の表示板を掲示しなければならない。）

(2) 拡声機一揃い（委員会が交付した選挙運動用拡声機の表示板を掲示しなければならない。）

(3) 使用できる自動車（法第141条、法施行令第109条の3）

① 乗車定員10人以下の乗用自動車（オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車は使用できません。）

② 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（小型乗用自動車及びライトバン等のバン型自動車でその用途が貨物用とされたもの）

③ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（いわゆるジープをいい、バン型にしたものや幌付きのジープも使用できます。）

④ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

これらに使用できる自動車でも走行中に窓以外の部分を開けて、例えばジープの幌を取り外すことや、ライトバンの後ろの物品積載口をあけたまま走行することはできません。

(4) 自動車等の乗車制限（法第141条の2）

① 選挙運動のために使用される自動車に乗車できる者は、候補者及び運転手（1人）を除き4人以内です。

② 選挙運動のために使用される自動車に乗車する者は、候補者及び運転手を除き委員会が交付する自動車乗車用腕章を着けなければなりません。

(5) 車上の選挙運動の禁止

（法第141条の3、第140条の2第1項但し書、第141条の3但し書）

走行中の自動車の上においては、選挙運動をすることはできません。

ただし、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること及び午前8時から午後8時までの間に走行中の自動車上において連呼行為をすることができます。

例えば、停止した車上で街頭演説を行う場合には、街頭演説用の標旗を掲げなければなりません。

10 インターネット等を利用する選挙運動

選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等を利用する方法により頒布することができます。

(1) ウェブサイト等を利用する方法（法142の3①）

ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等です。

①表示義務（法142の3③）

選挙運動のための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

※電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報をいいます。例として、電子メールアドレスのほか、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名等が挙げられます。

②選挙期日当日の取り扱い（法142の3② 法129）

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は告示の日から選挙期日の前日までとされており、選挙期日当日の更新はできません。

(2) 電子メールを利用する方法

①利用主体の制限（法142の4①）

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者又は確認書を受けた団体に限って頒布することができます。

②送信先の制限（法142の4②、⑥）

選挙運動用電子メールの送信先には、自らアドレスを通知し、受信に同意した者に限る等一定の制限があります。

③記録保存義務（法142の4⑤）

選挙運動用電子メールの送信先には、一定の記録を保存しなければなりません。

- ・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
- ・選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと等

④表示義務（法142の4⑦）

選挙運動のための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールのアドレス等、一定の事項を表示しなければなりません。

- I. 選挙運動用電子メールである旨
- II. 選挙運動用電子メールの送信者の氏名・名称
- III. 選挙運動用電子メールの送信者に対し、送信拒否通知を行うことができる旨
- IV. 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレス、その他の連絡先

(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。

(4) インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為

選挙の期日後において、選挙人にあいさつする目的で、インターネット等を利用して、文書図画を頒布することができます。

11 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名(選挙長から通称認定書を交付されている場合は、その認定書に記載されている通称。以下同じ。)、経歴、政見等及(以下「掲載文」という。)び写真を掲載したもので、選挙ごとに1回発行します。

(1) 掲載事項

選挙公報に掲載される事項は、候補者の氏名又は通称、経歴、政見等及び写真です。

(2) 掲載申請の手続き

選挙公報掲載文及び写真については、紙で提出する方法及び電子データで提出する方法があります

①紙で提出する場合

選挙公報掲載申請書(様式第1号)に七戸町選挙管理委員会が交付する選挙公報掲載文原稿用紙(様式第2号)正副2通と候補者自身の写真2枚を添えて、立候補受付日に提出してください。写真は原稿に貼り付けないこと

写真は、当該選挙の期日前3ヶ月以内に撮影した無帽、無背景、正面向き及び上半身の概ね縦4cm、横3cmのものを使用し、裏面に当該候補者の氏名を記載してください。

②データで提出する場合

選挙公報用データをJPEG形式等でCD-R等に保存して、立候補受付日に提出してください。(提出時に加工ができない形式で保存してデータをお持ちください)

第8 選挙運動その他の行為の制限

1 戸別訪問の禁止(法138)

何人も投票を依頼したり、または投票を得させないよう依頼するために戸別に訪問したり、またいかなる方法でも戸別に演説会又は演説を行うことの告知や候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言いあるく行為も禁止されていますが、個々面接と電話による選挙運動は禁止されていません。

2 署名運動の禁止(法138の2)

何人も選挙運動に関し、投票を得もしくは得しめ、または得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできません。

3 人気投票の公表の禁止(法138の3)

何人も選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表してはなりません。

4 飲食物の提供の禁止（法139）

何人も選挙運動に関し、いかなる名義をもってするのを問わず、飲食物を提供することができません。

「選挙運動に関し」とは、「特定の候補者の選挙運動に関して」という意味であり、投票を依頼する目的の有無は関係ありません。例えば、候補者が選挙運動員や労務者を慰労する目的で飲食物を提供する場合、第三者が候補者を激励するために、いわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供する場合等がこれにあたります。但し、次に掲げるものは禁止行為ではありません。

- (1) 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供すること。
- (2) 選挙運動期間中、選挙運動員及び労務者に対して、選挙事務所において食事をするために弁当を提供することができます。しかし、陣中見舞いに来た有権者などに対して提供することはできません。

提供できる弁当数は、候補者1人につき15人分（45食）に選挙期日の告示のあった日から選挙の期日の前日までの期間の日数（5日）を乗じて得た数分（45食×5日＝225食）の範囲内でなければなりません。

この場合の弁当は、政令で定める弁当料の額（1食について、1,000円）の範囲内であるとともに、選挙運動のための支出ですので選挙運動費用に算入されます。

5 氣勢を張る行為の禁止（法140）

何人も選挙運動のため、自動車を連れ、または隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができません。

6 連呼行為（法140の2、法140の2ただし書き、法165の2、法166）

- (1) 何人も、選挙運動のために、連呼行為（ある一定の短いことばを連続して呼称すること）をすることは原則禁止されています。

- (2) 例外として、演説会場内及び街頭演説（映画の幕間、工場等の休憩時間等を利用する単なる演説を含む。）の場所において、演説の直前、直後及び開催中に行うことができますが、演説を行わず連呼行為のみに終始することは許されません。

また、午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車の上で
する場合は差し支えありませんが、連呼行為のできる者は、自動車乗車用腕章又は街頭演説用腕章を着けた者に限られます。

- (3) 連呼行為は、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するよう努めなければなりません。

7 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法148の2）

- (1) 何人も、当選を得若しくは得しめまたは得しめない目的をもって、新聞紙または雑誌の編集その他経営を担当する者に対し、金銭、金品その他の財産上の利益の供与その他の申込若し

くは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができません。

- (2) 新聞紙または雑誌の編集その他経営を担当する者は、前記の供与、饗応接待を受けもしくは要求しまたは前記の申込を承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載することができません。
- (3) 何人も、当選を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙または雑誌に対する編集その他経営上の特殊な地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載しまたは掲載させることができません。

8 選挙期日後の挨拶行為の制限（法178）

何人も、選挙の期日後において当選または落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって次に掲げる行為をすることができません。

- (1) 選挙人に対して個別訪問をすること。
- (2) 文書図画を頒布しまたは掲示すること。ただし、次の行為は除外されます。
 - ① 自筆の信書
 - ② 有権者からもらった当選の祝辞、落選の見舞いなどに対する返信、自筆でも印刷でも可能
- (3) 新聞紙または雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ねまたは隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため当選人の氏名または政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

第9 選挙運動に関する収入、収支及び寄附

1 収入、寄附及び支出の定義（法179）

(1) 収入

「収入」とは、金銭、物品、その他財産上の利益の收受の承諾または約束をいいます。

(2) 寄附

「寄附」とは、金銭、物品、その他財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

(3) 支出

「支出」とは、金銭、物品、その他財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束をいいます。

「立候補準備のために要した支出」とは、立候補届出日の前日までの支出(支出の約束を含む)、

「選挙運動のための支出」とは、立候補届出日以後の支出となります。

(4) 前記の「金銭、物品その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典または祝儀として供与され、または交付されるものその他これらに類するものを含みます。

(5) 以下のものは、公職選挙法第197条の規定により、選挙運動に関する支出でないものとされていますので、記載する必要はありません。

①立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

(供託金の納付など立候補の届出のために要した経費)

②立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

③候補者が乗用する自動車、船舶、列車、飛行機、バス等のために要した支出

④選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

⑤選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

⑥候補者届出政党、推薦団体又は確認団体が行う選挙運動のために要した支出

⑦選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

(選挙運動用自動車等を使用するために要した支出とは、自動車等の借上料、燃料代、修繕代、運転手等の雇料等のことです。ただし、自動車等に取り付ける文書図画に要する経費は選挙運動費用に計上しなければなりません。)

2 出納責任者及び出納責任者の職務代行者（法180）

(1) 出納責任者の選任及び届出

① 立候補の届出をした者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者（「出納責任者」という。以下同じ。）1人を選任しなければなりません。

ただし、候補者が自ら出納責任者となり、または推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出

納責任者を選任し、もしくは自ら出納責任者となることもできます。

- ② 出納責任者の選任者（自ら出納責任者となった者を含む。）は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日、及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で委員会に届出なければなりません。
- ③ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、前記②の届出には、その選任につき候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が数人あるときは併せて、その代表者たることを証すべき書面）を添えなければなりません。

（２）出納責任者の異動（法１８２）

出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は直ちにその異動事項を文書で委員会に届出なければなりません。

この届出書には、解任または辞任による異動に関するものは解任等の通知書を、推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、併せてその解任につき候補者の承諾書を添えなければなりません。

（３）出納責任者の職務代行者（法１８３）

- ① 候補者が出納責任者を選定した場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となった場合において、出納責任者に事故あるときまたは出納責任者が欠けたときは、候補者が代わってその職務を行うこととなります。
- ② 推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、出納責任者に事故があるときまたは出納責任者が欠けたときは、当該推薦届出者が変わってその職務を行い、当該推薦届出者にも事故があるときまたはその者も欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行うこととなります。
- ③ 上記により出納責任者に代わってその職務を行うものは、前記（１）の②及び③の例により届け出なければなりません。

（４）出納責任者の届出前の寄付の受領及び支出の禁止（法１８４）

出納責任者および同職務代行者の届出並びに異動による届出をした後でなければ、候補者の推薦、支持または反対その他のためにいかなる名義をもってするのを問わず、候補者のために寄附を受けまたは支出をすることができません。

（５）会計帳簿の備付及び記載（法１８５）

出納責任者は、会計帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

- ① 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入、支出に関する事項
- ② 前記①の寄附をしたものの氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額。以下に同じ。）及び年月日
- ③ 前記①の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日
- ④ 会計帳簿の記入

選挙運動の費用として支出されたものを全部記入することになりますが、具体的にどのようなものがあるか、支出簿の様式備考の項目により次のとおりとなります。

ア 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員（うぐいす嬢）、手話通訳者要約筆記者に対する報酬があります。

ほかに実費弁償（交通費、食料費等）もありますが、ここには含まれません。

イ 家屋費

A 選挙事務所費

主として借上料であって、この中には、事務所自体と机等の備品の借上料が考えられます。なお、事務所の電話を架設する費用もここ含まれますので注意して下さい。候補者が自宅を選挙事務所とした場合は、支出に計上する必要はありません。

B 集会場費

主に個人演説会場の借上料のことで、この中に机などの備品の借上料も含まれます。

ウ 通信費

主として、電話、電報、葉書、封書の郵便料に要した費用のことです。電報は文書であって、選挙運動のためには使うことはできませんが、事務連絡用の場合に限り使用することができます。電話架設費は前記イの選挙事務所費用に計上されますが、電話機借上料や電話通話料などは通信費に入ります。また、選挙管理委員会等に対する届出等のために要した通賃費も計上して下さい。（選挙運動用通常葉書で規定枚数以内の者の郵送料は無料であり計上されません。）

エ 交通費

候補者、運動員、事務員、労務者について生じますが、このうち、候補者の分は原則として選挙運動の費用とみなされません。候補者と運動員がタクシーを拾ったような場合には、一般には運動員は便乗と解されるので、算入する必要はありません。

運動員が友人の好意により無料で自動車に乗せてもらった場合に等は、時価で見積り、寄附及び支出として費用の中に参入しなければなりません。

選挙運動用自動車を使用するために要した費用（リース料、ガソリン代、オイル代、修繕代等）は、選挙運動のための支出とみなされません。ただし、自動車に取り付ける文書図画に要する経費は、選挙運動費用に計上しなければなりません。

オ 印刷費

主として選挙運動のため使用するポスター、葉書等の印刷費が主なものです。

選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に計上されます。

カ 広告費

主として立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

キ 文具費

紙、筆記用具、その他選挙事務所において使用した消耗品等です。

ク 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子代とか、法律で認められた選挙運動員、労務者に対して提供する弁当に要した費用等です。

ケ 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用です。一般には候補者、運動員について生じます。

コ 雑費

暖房用灯油代、ガス代、電気料、水道料はここに入りますが、このほか雑費として記載するものは、選挙運動の状況により異なります。

例えば、看板の作製の場合、看板屋に請け負わせたものであれば広告費に入り、材料を提供して労務者に作らせたときは、その賃金は人件費のなかに、木材、トタン等の材料代は雑費のなかに、墨やペンキ代は文具費というようにそれぞれ分けられます。

以上10項目について簡単に記述しましたが、選挙運動の費用はこれだけに限るものでなく、およそすべての「選挙運動に関する費用」は、適宜10項目のなかに当てはめ、月日順に明細を記載しなければなりません。

(6) 出納責任者の支出権限（法187）

立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。

但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りではありません。

(7) 領収証等の徴収（法188）

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収証その他の支出を証すべき書面を受け取って保管しておかなければなりません。候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出した者も同様です。またこの場合には、領収証を徴収したら直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

3 実費弁償・報酬の支給

選挙運動に従事する者（以下「選挙運動員」（応援弁士を含む。）という。）、選挙運動のために使用する事務員（以下「事務員」という。）、専ら選挙運動用自動車上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）、専ら要約筆記のために使用する者（以下「要約筆記者」という。）及び選挙運動のために使用する労務者（以下「労務者」という。）に対する実費弁償や報酬の支給については、選挙運動費用を膨大なものにし、結果として政治の腐敗を招くことになるので、これを防止するため一定の制限が設けられています。この制限に違反すると、多くの場合、買収の推定を受けることになるので、十分に注意しなければなりません。

ここでいう「選挙運動員」は、当該選挙で専ら選挙運動を主に行う運動員で、応援弁士もこれに含まれます。しかし、報酬を払うことはできません。

一方、「事務員」、「車上運動員」、「手話通訳者」及び「要約筆記者」には報酬を支払うことは可能ですが、いずれも事前に選挙管理委員会への届出が必要となります。

- ① 「事務員」というのは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するため雇入れた者をいい、総括主宰者、出納責任者など選挙運動の中心的存在であるのはもちろんですが、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。
- ② 「車上運動員」とは、例えば、いわゆる「うぐいす嬢」のように、専ら選挙運動用自動車に乗り組んで連呼行為等の選挙運動をするため雇入れた者をいい、必ずしも女性のみに限りません。この「車上運動員」にも報酬を支払うことはできますが、届出が必要です。
- ③ 「手話通訳者」とは、選挙運動に従事する者のうち、例えば、街頭演説の場所や個人演説会の場において専ら手話通訳を行うために雇入れた者をいいます。
- ④ 「要約筆記者」とは、専ら第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布または第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記を行うために雇入れた者をいう。
- ⑤ 「労務者」とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務、例えば、指示されてする葉書のあて名書き及び発送、看板の運搬、決められた場所へのポスター貼り、自動車の運転などで、自らの労務の対価として報酬を得ることを目的とする行為とする者です。

報酬の支給できる対象者とその支給内容を示すと、次の「報酬及び実費を支給できるもの一覧」のようになります。

報酬及び実費を支給できる者一覧

	報酬	弁当	弁当の 費用弁償	交通費・宿泊 費等の実費	茶菓料の 費用弁償
1 事務員	○	○	○	○	○
2 車上運動員	○	○	○	○	○
3 手話通訳者	○	○	○	○	○
4 要約筆記者	○	○	○	○	○
5 選挙運動員	×	○	○	○	○
6 労務者	○	△	×	※○	×

- 注) 1 1から4は、報酬を支給するためには事前に届出が必要。
 2 1から5の弁当の費用弁償には、数の制限はない。
 3 △は、弁当を支給した場合には実費相当額を報酬から差し引く必要がある。
 4 「※」労務者の宿泊料には、食事料を含まない。
 5 ×は、支給ができない。

(1) 実費弁償の支給（法197の2、令129）

「事務員」、「選挙運動員」、「車上運動員」、「手話通訳者」、「要約筆記者」及び「労務者」に対しては、それぞれ一定の実費弁償の支給することが認められています。

支給にあたって注意すべきことは、「事務員」、「選挙運動員」、「車上運動員」、「手話通訳者」及び「要約筆記者」には弁当料、茶菓子料などの実費が支給できるのに対し、「労務者」には支給できません。このことから、労務者に弁当の提供をした場合には報酬からその金額を差し引く必要があり、また宿泊料についても2食の食事料を除いた宿泊料しか支給できません。

実費弁償は、あくまでも実費として支出されたものに対し、実費相当額が弁償されるものです。

したがって、鉄道の普通車両に乗車したのにグリーン料金を支給したり、昼食代が850円であったのに弁当料1千円を支給したりすると違反となります。

(2) 実費弁償の支給限度

① 選挙運動に従事する者（選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者）1人に対し支給することができる実費弁償の限度額

- A 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- B 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- C 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- D 宿泊料 1夜につき12,000円（食事料2食分含む。）
- E 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
- F 茶菓子料 1日につき500円

② 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の限度額

- A 鉄道賃、船賃及び車賃 前記①のA、B及びCに掲げる額
- B 宿泊料（食事料を除く） 1夜につき10,000円
- C 弁当料 支給できない

(3) 報酬の支給（法197の2、令129）

報酬は、一定の労務に対して給付される金銭のことで、選挙運動に従事した者のうち、届出をした「事務員」、「車上運動員」、「手話通訳者」、「要約筆記者」及び「労務者」に限り支給することができます。

(4) 報酬の支給限度

① 選挙運動に従事する者（事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者）1人に対し支給することができる報酬の限度額

- A 事務員 1日につき10,000円以内
- B 車上運動員 1日につき15,000円以内
- C 手話通訳者 1日につき15,000円以内
- D 要約筆記者 1日につき15,000円以内

報酬が支給できる期間は、立候補届出後、報酬の支給を受けることができる者を文書で、選挙管理委員会に届け出たときから選挙期日の前日（4月22日）までの間となります。

また、報酬を支給できる人数は1日につき7人であり、立候補の届出の日から選挙期日の前日まで（5日間）を通じて、延35人を超えない範囲で異なる者を届出ることができます。

② 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の限度額

A 基本日額 1日につき10,000円以内

B 超過勤務手当 1日につきAの額の5割以内

なお、労務者に対して弁当を提供した場合は、労務者に支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければなりません。

4 選挙運動に関する支出金額の制限（法第194条、法施行令第127条）

公職選挙法では選挙運動費用の最高額を定めて、その範囲内でなければ費用を支出できないこととし、これを超えて支出をし、又はさせたときは、出納責任者が処罰され、原則連座制により、候補者の当選をも無効とするなどの制裁を科すこととしています。

（1）候補者1人につき支出できる選挙運動費用額の限度額は、次の算式により算出されます。

なお、100円未満の端数が生じたときは、その端数は100円とします。

$$\text{法定選挙運動費用額の限度額} = A + \text{固定額（90万円）}$$

$$A = 1,120 \text{円} \times \frac{\text{選挙人名簿登録者数（告示日の登録者数）}}{\text{選挙区内の議員定数}}$$

※ 今回の選挙における法定制限額は、立候補届出の際にお知らせします。

（参考）令和4年12月1日現在における選挙人名簿登録者数 12,950人

$$\text{制限額} = (1,120 \text{円} \times (12,950 \text{人}/16 \text{人})) + 900,000 \text{円}$$

$$= 1,806,500 \text{円} \approx 1,806,500 \text{円} (\text{百円未満は切り上げ})$$

（2）選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲（法第197条）

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とみなされないもので、これらを選挙運動費用に算入する必要はありません。

従って、これらについて出納責任者は収支報告書に記載する必要はありません。

- ① 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者または出納責任者となった者のした支出またはその者と意志を通じてした支出以外のもの。
- ② 立候補届出後、候補者または出納責任者と意志を通じてした支出以外のもの。
- ③ 候補者が乗用する船馬車等のために要した支出。
- ④ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出。
- ⑤ 選挙運動に関し支払う国または地方公共団体の租税または手数料。
- ⑥ 推薦団体または確認団体が行う選挙運動のために要した支出。

- ⑦ 選挙運動用自動車を使用するために要した費用。

5 選挙運動費用収支報告書の提出等

(1) 選挙運動収支報告書の提出（法189）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書（以下「収支報告書」という。）及び領収書等の書面を添付して次に掲げる期間内に選挙管理委員会に提出しなければなりません。無投票となった場合でも必ず提出して下さい。

- ① 1回目の報告は、寄附及びその他の収入並びに支出について、これを精算し、令和5年5月8日（月）が期限となります。（※選挙期日から15日以内）

- ② 5月8日（月）の精算届後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に提出して下さい。

また、収支報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければなりません。委員会が交付する収支報告書の様式には、当該文書の部分が含まれています。

この収支報告書の提出を怠ると、罰則の適用により3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処される可能性もあり、場合によっては、公職選挙法により選挙権及び被選挙権が停止される可能性もあるので、注意が必要です。

(2) 収支報告書の記載方法については、別紙記載例を参照して下さい。

(3) 出納責任者は、会計帳簿明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を、収支報告書を提出した日から3年間保存しなければなりません。（法191）

(4) 報告書の公表、保存及び閲覧（法192）

- ① 委員会は、収支報告書を受理したときは、自治省令で定めるところにより、その要旨を公表しなければならないことになっております。
- ② 委員会は、収支報告書を受理したときは、受理した日から3年間保存することになっております。
- ③ 何人も、前記②の期間内（3年間）においては、委員会の定めるところにより収支報告書の閲覧を請求することができます。

6 寄附の禁止

(1) 都道府県、市町村と特別な関係がある者の寄附の禁止（法199、200）

(2) 候補者の寄附の禁止（法199②）

候補者は、当該選挙区にある者に対し、いかなる名義をもってするのを問わず寄附をしてはならない。

(3) 候補者の寄附の禁止についての罰則（法249②）

(4) 候補者等の名義人とする寄附の禁止（法199②）

候補者等以外の者が、候補者等を名義人とし、当該選挙区内にある者に対してする寄附についても、いかなる名義をもってするのを問わず禁止される。

(5) 寄附の勧誘・要求の禁止（法199②）

何人も、候補者に対して、当該選挙区内にあるものに対する寄附を勧誘し、または要求してはならない。

(6) 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止（法199③）

(7) 候補者等の氏名を冠にした団体の寄附の禁止（法199④）

(8) 後援団体に関する寄附等の禁止（法199⑤）

後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、次の①、②、③を除き、いかなる名義をもつてするのを問わず、寄附をしてはならない。

① 政党その他の政治団体またはその支部に対してする場合。

② 当該候補者等（当該後援団体が支援、推薦する候補者等）に対してする場合。

③ 後援団体がその団体の設立目的により行う行事または事業に関してする場合。

(9) 政治資金規正法による寄附の制限

第10 当選人

1 地方公共団体の議員の選挙は、得票数の多い人から順次、定員に達するまでの人を当選人と決定していきます。ただし、法定得票数以上の得票（議員定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票）がなければなりません。（法第95条）

2 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定めます。

3 当選人が決定すると、委員会から当選人に当選の旨の通知をいたします。

この場合、次のことに注意してください。

(1) 兼職禁止の職にある者が当選の告知を受けたときは、当選告知を受けた日に、兼職禁止の職を辞したものとみなされます。

(2) 当地方自治体（七戸町）に対し、請負関係にある者が当選の告知を受けたときは、当選告知を受けた日から5日以内に委員会に請負関係を有しなくなった旨の届出をしなければ当選を失います。令和4年12月10日の地方自治法改正により、七戸町と取引のある個人事業主でも、年間の取引額が300万円以下なら、兼業可能となりました。該当する方は、年間の取引額が300万円以下であることがわかる書類（確定申告書の写しと収支決算書の写し等）を提出願います。

4 当選証書付与式は、4月24日（月）本庁舎2階 第1・2会議室 午前11時（予定）

第11 選挙犯罪と当選無効

1 主な選挙犯罪（法第221条～第255条の4）

- ①買収罪
- ②おとり罪
- ③選挙の自由妨害罪
- ④虚偽事項公表罪
- ⑤政見放送又は選挙公報の不法利用罪
- ⑥氏名等虚偽表示罪
- ⑦詐欺投票及び投票偽造、増減罪
- ⑧その他の罪

2 候補者自身の違反行為による当選無効

候補者自身の違反行為により公職選挙法によって刑に処せられた場合、制裁として当選人の当選が無効になる場合があります。（法第251条）

3 連座制

候補者や立候補予定者と一定の関係にある者または組織的選挙運動管理者が、買収罪等の悪質な選挙違反を犯し刑に処せられた場合は、たとえ候補者や候補予定者が買収等の行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、選挙の当選が無効となるとともに立候補制限が科せられます。

- （1）総括主宰者、出納責任者又は地域主宰者の選挙犯罪によって候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合。
（法第210、211、251条の2、251条の5）
- （2）候補者や立候補予定者の親族または秘書の選挙犯罪によって候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合。
（法第211、251条の2、251条の5）
- （3）組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪によって候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合。
（法第211、251、251条の5）